

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 2 月 24 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 2 号

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（住居手当） 第 8 条 （略） （1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>次号</u>において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で企業長が定めるもの <u>（2）</u> （略）	（住居手当） 第 8 条 （略） （1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。<u>第 3 号</u>において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員で企業長が定めるもの <u>（2）当該職員の所有に係る住宅（企業長が定めるこれに準ずる住宅を含む。）のうち当該職員その他企業長が定める者によって新築され、又は購入された住宅であって、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの</u> <u>（3）</u> （略）

附 則

この条例は、平成24年 3 月 1 日から施行する。